

改正

平成10年3月31日規則第16号

平成11年3月29日規則第16号

平成16年12月27日規則第69号

平成17年3月4日規則第18号

平成19年3月31日規則第19号の3

平成21年9月17日規則第49号

平成24年3月30日規則第12号

平成24年9月25日規則第48号の2

平成25年4月1日規則第23号

平成25年12月27日規則第61号

平成27年12月28日規則第58号

福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則

福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則(昭和53年福井市規則第22号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例(平成8年福井市条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(条例第2条第2項の児童が規則で定める状態にある場合)

第3条 条例第2条第2項の児童が規則で定める状態にある場合は、児童が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親に委託されている場合

(2) 父(別表に定める程度の障害の状態にある者を除く。)と生計を同じくしている場合

(3) 母の配偶者(別表に定める程度の障害の状態にある父を除く。)に養育されている場合

(条例第2条第2項第3号及び第4項第3号の規則で定める程度の障害の状態)

第4条 条例第2条第2項第3号及び第4項第3号の規則で定める程度の障害の状態は、別表に定めるとお

りとする。

(条例第2条第4項の児童が規則で定める状態にある場合)

第5条 第3条の規定は、条例第2条第4項の児童が規則で定める状態にある場合について準用する。この場合において、第3条中「父」とあるのは「母」と、「母」とあるのは「父」と読み替えるものとする。

(条例第2条第2項第4号の規則で定める児童)

第6条 条例第2条第2項第4号の規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 沈没した船舶に乗っていた父その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した父の生死が、船舶が沈没した後その他死亡の原因となるべき危難が去った後3月以上明らかでない児童
- (2) 前号に掲げるもののほか、父の生死が1年以上明らかでない児童

(条例第2条第4項第4号の規則で定める児童)

第7条 前条の規定は、条例第2条第4項第4号の規則で定める児童について準用する。この場合において、前条中「父」とあるのは「母」と読み替えるものとする。

(条例第3条第2項第6号に規定する規則で定める施設)

第7条の2 条例第3条第2項第6号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 診療所
- (2) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(同法第27条第1項第3号又は同法第27条の2の規定による入所措置がとられた場合に限る。)
- (3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム又は同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム(同法第11条第1項第1号又は第2号の規定による入所措置がとられた場合に限る。)
- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設又は同条第24項に規定する介護保険施設

(受給者証の交付申請)

第8条 条例第7条第2項の申請は、様式第1号による申請書に次に掲げる書類等を添えて行うものとする。

ただし、市長が課税台帳その他の公簿等により確認することができるときは、この限りでない。

- (1) 条例第11条の被保険者証、加入者証又は組合員証
- (2) 条例第4条各号に掲げる者に係る所得証明書(市町村の発行するものに限る。第15条において同じ。)
- (3) 戸籍(離婚、死亡等の記載がない場合は、当該記載がない戸籍及び除かれた戸籍で、当該記載があるもの)の謄本(申請の日前1月以内に作成されたものをいう。第15条において同じ。)

(4) 世帯全員の住民票の写し(本籍及び続柄が記載されているもので、申請の日前1月以内に作成されたものをいう。第15条において同じ。)

(5) 振込先金融機関に係る預金通帳の写し

(6) 条例第2条第2項第3号から第7号まで、同条第4項第3号から第7号まで又は同条第5項のいずれかに該当することによって申請する場合は、その事実を明らかにすることができる書類

(受給者証交付の通知等)

第9条 市長は、条例第7条第2項の申請(第3項及び次条において「交付申請」という。)があった場合において、受給資格があると認めるときは、登録を行い、かつ、交付について適当と決定したときは、その旨を様式第2号による通知書により通知するとともに様式第3号による受給者証(条例第7条第1項に規定する受給者証をいう。以下同じ。)を交付するものとする。

2 市長は、前項の登録を行った場合において、条例第4条の規定により助成(条例第3条に規定する助成をいう。以下同じ。)を行わないときは、その旨を様式第4号による通知書により通知するものとする。

3 市長は、交付申請があった場合において、受給資格がないと認めるときは、その旨を様式第5号による通知書により通知するものとする。

(新たに監護し、又は養育する児童があるに至った場合の交付申請)

第10条 前2条の規定は、受給者(条例第11条に規定する受給者をいう。以下同じ。)について、新たに監護し、又は養育する児童があるに至った場合の交付申請について準用する。

(助成の申請の方法)

第11条 条例第12条第1項の申請は、次の各号に掲げる母子家庭等の区分に応じ、当該各号に掲げる様式により行うものとする。

(1) 母子家庭及び準母子家庭 様式第6—1号

(2) 父子家庭 様式第6—2号

(3) 一人暮らしの寡婦等の家庭 様式第6—3号

2 前項に規定する申請書には、あらかじめ医療機関から一部負担金を支払った旨の証明を受け、又は一部負担金を支払った旨を証する書類を添付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、条例第5条第1項第2号の場合における条例第12条第1項の申請は、様式第6—4号により行うものとする。

(助成の決定通知等)

第12条 市長は、条例第12条第1項の申請又は同条第2項の報告があった場合において、助成を行うことについて、適当と決定したときは様式第7号による通知書により、不適当と決定したときは様式第8号に

よる通知書により通知するものとする。

(更新手続)

第 13 条 条例第8条第1項に規定する有効期間(以下「有効期間」という。)の経過後において引き続き助成を受けようとする受給者は、その有効期間内の7月1日から同月 31 日(児童扶養手当の受給者にあつては、児童扶養手当法施行規則(昭和 36 年厚生省令第 51 号)第4条に規定する児童扶養手当現況届の提出期間の末日)までの間に様式第9号による申請書に受給者証を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、当該受給者は、当該申請書に申請の日における助成対象者の現況を記載しなければならない。

2 第8条及び第9条の規定は、受給者証の更新について準用する。この場合において、第8条中「条例第7条第2項」とあるのは「第 13 条第1項」と、「様式第1号」とあるのは「様式第9号」と、第9条第1項中「条例第7条第2項」とあるのは「第 13 条第1項」と、「認めたときは、登録を行い」とあるのは「認め」と、同条第2項中「登録を行った」とあるのは「受給資格があると認めた」と、「様式第4号」とあるのは「様式第 10 号」と読み替えるものとする。

(受給者証の再交付)

第 14 条 受給者は、受給者証を破損し、汚損し、又は失ったときは、様式第 11 号による申請書により市長に受給者証の再交付の申請をすることができる。

2 前項の場合において、受給者証を破損し、又は汚損したときは、同項の申請書にその受給者証を添付しなければならない。

3 受給者証を失ったことにより第1項の申請をした受給者は、受給者証の再交付を受けた後において、その失った受給者証を発見したときは、速やかに、当該受給者証を市長に返還しなければならない。

(届出)

第 15 条 条例第 13 条第1号の規定による届出(以下「変更届」という。)は、様式第 12 号による届出書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類等を添えて行うものとする。ただし、市長が課税台帳その他の公簿等により確認することができるときは、この限りでない。

(1) 受給者又は助成対象者(条例第3条に規定する助成対象者をいう。以下同じ。)の住所を変更した場合 その受給者又は助成対象者の世帯全員の住民票の写し

(2) 振込先金融機関を変更しようとする場合 希望する振込先金融機関に係る預金通帳の写し

(3) 受給者又は助成対象者の氏名が変更した場合 戸籍の謄本

(4) 加入している医療保険(社会保険各法に規定する保険又は共済組合をいう。)が変更になった場合
条例第 11 条の被保険者証、加入者証又は組合員証

- (5) 一部負担金の割合又は附加給付金の内容が変更した場合 その算出式が分かるもの
 - (6) 受給資格の該当要件が変更した場合 変更後の受給資格を明らかにする書類
 - (7) 条例第4条第1号イ、第2号イ又は第3号イの扶養義務者が増えた場合 その世帯全員の住民票の写し及び同条第1号から第3号までに掲げる者の所得証明書
 - (8) その他市長が別に定める場合 市長が別に定める書類等
- 2 助成対象者が条例第3条に規定する要件(以下「助成対象者資格要件」という。)に該当しなくなった場合(受給者がその助成対象者の全てが助成対象者資格要件に該当しなくなったことにより受給資格を失った場合を含む。)の変更届は、様式第13号による届出書に受給者証を添えて行うものとする。
- 3 市長は、前項の変更届により当該変更届に係る助成対象者が助成対象者資格要件に該当しなくなり、又は受給者が受給資格を失ったと認めるときは、様式第14号による通知書により受給者に通知するものとする。
- 4 市長は、変更届がない場合において、住民基本台帳その他の公簿等によって助成対象者が助成対象者資格要件に該当しなくなり、又は受給者が受給資格を失った(受給者の死亡による場合を除く。)と認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、様式第14号による通知書により受給者に通知するものとする。この場合において、受給者は、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。
- 5 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)第87条に規定する死亡の届出義務者は、様式第13号による届出書に受給者証を添えて市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、前項の規定による届出がない場合において、住民基本台帳その他の公簿等によって受給者の死亡を確認することができたときは、職権をもって受給資格を取り消すものとする。
- 7 条例第13条第2号の規定による届出は、様式第15号による届出書により行うものとする。

(助成対象者の資格等の取消し)

第16条 市長は、その助成対象者について受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その助成対象者の資格又は受給者の受給資格を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により受給者証の交付を受けたとき。
- (2) 正当な理由がなくて第13条に規定する更新手続又は変更届を怠ったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、様式第16号による通知書により当該取消しに係る受給者に通知するものとする。この場合において、当該受給者は、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(助成の取消し等)

第17条 条例第15条第1項及び第2項に規定する場合においては、市長は、助成の一部又は全部を取

り消すものとし、同条の規定による返還の通知は、様式第 17 号による通知書により行うものとする。

(受給者証の返還)

第 18 条 受給者は、有効期間が満了したときは、速やかに、受給者証を市長に返還しなければならない。

(委任)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、母子家庭等の医療費等の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成9年1月1日から施行する。

2 市長は、この規則の施行の際現に改正前の福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則様式第3号による受給者証を所持している受給者に対し、平成9年1月1日付けで改正後の福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則様式第3号による受給者証を交付するものとする。

附 則(平成 10 年規則第 16 号)

この規則は、平成 10 年4月1日から施行する。

附 則(平成 11 年規則第 16 号)

この規則は、平成 11 年4月1日から施行する。

附 則(平成 16 年規則第 69 号)

この規則は、平成 17 年1月1日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 18 号)

この規則は、平成 17 年4月1日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 19 号の3)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則の規定は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年規則第 49 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年9月 24 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 24 年規則第 12 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 24 年9月 25 日規則第 48 号の2)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 25 年4月1日規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 27 日規則第 61 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 28 日規則第 58 号)

この規則中様式第1号その1及び様式第1号その2の改正規定は平成 28 年1月1日から、その他の改正規定は平成 28 年4月1日から施行する。

別表(第3条関係、第4条関係)

- 1 両眼の視力の和が 0.04 以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが 100 デジベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢の全ての指を欠くもの
- 5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの

11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

(備考) 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

様式第1号その1(第8条関係)

様式第1号その2(第8条関係)

様式第2号(第9条、第13条関係)

様式第3号(第9条、第13条関係)

様式第4号(第9条関係)

様式第5号(第9条、第13条関係)

様式第6—1号(第11条関係)

様式第6—2号(第11条関係)

様式第6—3号(第11条関係)

様式第6—4号(第11条関係)

様式第7号(第12条関係)

様式第8号(第12条関係)

様式第9号(第13条関係)

様式第10号(第13条関係)

様式第11号(第14条関係)

様式第 12 号(第 15 条関係)

様式第 13 号(第 15 条関係)

様式第 14 号(第 15 条関係)

様式第 15 号(第 15 条関係)

様式第 16 号(第 16 条関係)

様式第 17 号(第 17 条関係)